

独立行政法人国立文化財機構施設の長の就業に関する規則

平成19年4月1日

国立文化財機構規程第36号

(目的)

第1条 この規則は、施設の長（役員である者を除く。以下同じ）の採用，給与その他就業に関し，必要な事項を定めることを目的とする。

(就業規則の適用)

第2条 施設の長の就業に関する事項は，次条以下に定めるところによるほかは，独立行政法人国立文化財機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）その他関係規則の規定を適用する。

2 施設の長に対する就業規則その他関係規則の適用にあたっては，「職員」とあるのは「施設の長」と読み替えて適用するものとする。

(就業規則の適用除外)

第3条 就業規則第8条，第11条，第12条，第13条，第17条，第18条及び20条の規定は，施設の長には適用しないものとする。

(給与規程の適用除外)

第4条 独立行政法人国立文化財機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第10条から第18条まで，第21条，第22条，第25条から第32条までの規定は，施設の長には適用しないものとする。

(勤務時間，休暇等規程の適用除外)

第5条 独立行政法人国立文化財機構職員勤務時間，休暇等規程第2章から第5章（第2章第7条第4項は除く。）までの規定は，施設の長には適用しないものとする。

(管理監督者)

第6条 施設の長は，労働基準法第41条第2号に定める管理監督者に該当するものとする。

(採用)

第7条 施設の長は，任期を定めて採用するものとする。

(任期)

第8条 前条に規定する任期は，4年とする。ただし，再任を妨げない。

2 (削除)

(給与)

第9条 施設の長に支給する給与の種類は，次のとおりとし，この規則で定めるものを除き，給与の計算期間，支給日その他支給に関し必要な事項は，給与規程による。

(1) 基本給

- (2) 地域手当
- (3) 通勤手当
- (4) 単身赴任手当
- (5) 期末手当
- (6) 勤勉手当

第10条 前条第1号の基本給は、706,000円から895,000円までの範囲内で理事長が決定する。ただし、当該額には給与規程に規定する管理職手当を含むものとする。

(期末手当)

第11条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び第12条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する施設の長に対して、それぞれ給与規程第4条第3項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（死亡を含む。以下この条及び第12条において同じ。）し、解雇された施設の長についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び第12条において同じ。）において施設の長が受けるべき基本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（基本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）並びに基本給に100分の25を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額。）を基礎として、6月期にあつては100分の62.5を、12月期にあつては100分の62.5を乗じて得た額に、基準日6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表1に定める割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の支給停止及び一時差止処分その他期末手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する期末手当の例に準じて理事長が決定する。

(勤勉手当)

第12条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する施設の長に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第21条第1項（第3号除く。）及び第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した施設の長についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の施設の長が、それぞれの基準日現在において受けるべき基本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の別表2の勤務期間の区分に応じた割合及び勤務成績に応じて別表3に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の施設の長の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の100を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

3 勤勉手当の支給停止及び一時差止処分その他勤勉手当の支給に関し必要な事項は、職

員に対する勤勉手当の例に準じて理事長が決定する。

(退職手当)

第13条 施設の長が退職等した場合の退職手当については、独立行政法人国立文化財機構職員退職手当規程別表（第10条関係）ロの区分の適用は、第2号区分とする。

(雑則)

第14条 この規則は、常時勤務することを要する施設の長に適用するものとし、常時勤務することを要しない施設の長を置く場合にあっては、別に理事長が定める。

2 アジア太平洋無形文化遺産研究センターの施設の長の就業については、別に定める規程による。

(実施に関し必要な事項)

第15条 この規則に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、理事長がそのつど定める。

別表1（第11条関係） 在職期間割合

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

別表2（第12条関係） 勤勉手当の期間率

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上4 箇月未満	100分の60

3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

別表3（第12条関係） 勤勉手当の成績率

6月

成績区分	成績率
優 秀	100分の200以下 100分の108.5以上
良 好（標準）	100分の95
良 好 で な い	100分の95未満

12月

成績区分	成績率
優 秀	100分の200以下 100分の108.5以上
良 好（標準）	100分の95
良 好 で な い	100分の95未満

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(任期に関する特例)

- 2 この規則の施行の日において、現に施設の長ではない施設の長の任期については、第8条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成19年6月18日に改正、同日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年12月13日に改正、同日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年4月1日から平成20年3月31日における地域手当に関する特例)

- 2 平成19年4月1日から平成20年3月31日における施設の長の地域手当の支給割合は、本規程第9条にかかわらず、次のとおりとする。

東京都台東区に在勤する施設の長にあつては14%

京都府京都市に在勤する施設の長にあつては10%

奈良県奈良市に在勤する施設の長にあつては5%

福岡県太宰府市に在勤する施設の長にあつては2%

附 則

この規則は、平成21年3月27日に改正し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年5月29日に改正し、平成21年6月1日から施行する。

(平成21年6月期における期末手当の支給割合に関する特例)

- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第11条第2項の適用については、同項中「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

(平成21年6月期における勤勉手当の支給割合に関する特例)

- 3 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第12条第2項の適用については、同項中「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

(平成21年6月期における勤勉手当の成績率に関する特例)

- 4 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第12条第2項別表3の適用については、同表中「100分の170以下 100分の92以上」とあるのは「100分の150以下 100分の80.5以上」と、「100分の80」とあるのは「100分の70」と、「100分の80未満」とあるのは「100分の70未満」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年12月1日に改正し、同日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、本規程第11条第2項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成21年4月1日において役員が受けるべき基本給、地域手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間又は基本給を支給されなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則

この規則は、平成22年1月22日に改正し、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年6月11日に改正、同日から施行し、平成22年6月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年12月14日に改正、同日から施行し、平成22年12月1日から適用する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、本規程第11条第2項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成22年4月1日において役員が受けるべき基本給、地域手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間又は基本給を支給されなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

附 則

この規則は、平成23年3月4日に改正し、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年3月23日に改正、同日から施行し、平成24年3月1日から適用する。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成24年6月に支給する期末手当の額は、本規程第11条第2項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成23年4月1日において施設の長が受けるべき基本給、地域手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間又は基本給を支給されなかった期間がある施設の長にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成23年6月及び平成23年12月に支給されたそれぞれの期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年3月23日に改正し、平成24年4月1日から施行する。

(特例期間)

- 2 施行の日から平成26年3月31日までの間、（以下「特例期間」という。）においては、第4条に掲げる基本給の支給にあたっては、基本給から、基本給に、100分の9.77（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 3 特例期間においては、支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減額する。
 - (1) 地域手当 当該施設の長の基本給月額に対する地域手当の月額に当該施設の長の支給減額率を乗じて得た額
 - (2) 期末手当 当該施設の長が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (3) 勤勉手当 当該施設の長が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 4 この規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規則は、平成26年11月28日に改正し、平成26年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年3月20日に改正し、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日から引き続き施設の長である者で、当該施設の長として受ける基本給が同日において受けていた基本給に達しないこととなる者には、任期に係る期間の末日までの間、同日において受けていた基本給を支給する。

附 則

この規則は、平成28年2月10日に改正、同日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、第12条第2項別表3の規定は、平成27年12月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年3月25日に改正し、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年12月2日に改正、同日から施行し、平成28年12月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年3月24日に改正し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年1月19日に改正、同日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年12月6日に改正、同日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年2月1日に改正し、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年12月6日に改正し、同日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年12月8日に改正、同日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年12月9日に改正、同日から施行し、令和3年12月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年6月22日に改正、同日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第11条第2項の規定にかかわらず、当該規程により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）という。）から令和3年12月に支給された期末手当の額に、 67.5% を乗じて得た額（以下この項において「調整額」（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となる場合は、期末手当は支給しない。